

証憑書類について

1 必要な証憑書類

事業名		証憑
1	障害福祉慰労金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりに申請額と同額の慰労金の給付が行われていることが確認できる書類の写し、要した振込手数料が確認できる書類の写し（銀行口座への振込の場合のファームバンキングの振込記録、現金での受け渡しの際の自署または押印された受領簿 等） ※委託業者等に雇用される者に委託業者等経由で給付を実施した場合は、当該委託業者等が委託業者等に雇用される者に給付を行ったことが確認できる証憑も必要
2-1	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・支払いを証明する書類の写し（領収証等の写し）（上記写しのほか、該当する場合下記の写真） ・【補助事業者が地方公共団体の場合】 取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産の写真 ・【補助事業者が地方公共団体以外の場合】 取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産の写真
2-2	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・支払いを証明する書類の写し（領収証等の写し）及び写真
3	在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態や希望するサービスを確認した記録の写し及び利用者が過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していないことが分かる書類の写し（該当するサービス提供記録票等の写し）
4	在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支払いを証明する書類の写し（領収証等の写し）（上記写しのほか、該当する場合下記の写真） ・【補助事業者が地方公共団体の場合】 取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産の写真 ・【補助事業者が地方公共団体以外の場合】 取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産の写真

2 証憑の整理

○証憑は交付決定ごとに、交付決定を受けた事業所ごと、事業ごとに整理してください。

○証憑書類は写しを提出してください。

- ・慰労金支給証憑

写しはA 4サイズで表紙の氏名順に証憑の写しを整理してください。なお、氏名、日付、金額が分かるのであれば、1枚に複数の証憑をまとめてコピーしても結構です。

- ・在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業

写しはA 4サイズで表紙の利用者氏名順に証憑の写しを整理してください。なお、氏名、記録した日付が分かるのであれば、1枚に複数の記録をまとめてコピーしても結構です。

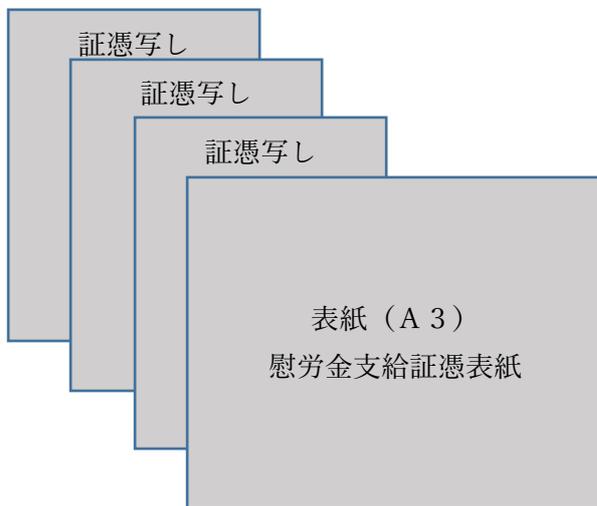
- ・その他の証憑

写しはA 4サイズで表紙の支払年月日順に証憑の写しを整理してください。なお、日付、品名、金額が分かるのであれば、1枚に複数の証憑をまとめてコピーしても結構です。

3 証憑の提出

提出する場合は、次のように表紙（様式）を付けてまとめてください。

【慰労金支給証憑】



【慰労金支給以外】

